

少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案三段対照条文

(傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分)

少年法(昭和二十三年法律第六十八号)(第一条関係)

修正案	改正案	現行
<p>第二節 通告、警察官の調査等</p> <p>(通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。</p> <p>(児童相談所長の要請等による警察官等の調査)</p> <p>第六条の二 児童相談所長は、第二條第一項第二号に掲げる少年について児童福祉法</p>	<p>第二節 通告、警察官の調査等</p> <p>(通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(復活) (削除)第六条の六第二項に移動)</p> <p>(警察官等の調査)</p> <p>第六条の二 警察官は、第二條第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのあ</p>	<p>第二節 調査及び審判</p> <p>(通告)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

第二十五条の規定により通告を受けた場合又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定により送致を受けた場合において、必要かつ適切と認めるときは、警察署長に対し、事件について調査をすることを要請することができる。

2 警察署長は、前項の規定による要請を受けた場合には、所属の警察官に事件について調査をさせるものとする。

3 前項の規定による場合のほか、第一項に規定する場合において、警察署長は、児童相談所長の同意を得て、所属の警察官に事件について調査をさせることができる。

4 警察官は、前二項の調査（以下第六条の六までにおいて単に「調査」という。）をする場合には、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として、これを行うものとする。

5 警察官は、国家公安委員会規則の定める

る者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

(新設)

(新設)

2 前項の調査は、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

(新設)

3 警察官は、国家公安委員会規則の定める

(新設)

ところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の四第一項の処分を除く。）をさせることができる。

6 この節に規定するもののほか、警察官が調査を適切に行うために従わなければならない準則は、国家公安委員会規則で定める。

（呼出し、質問並びにこれに際しての立会い及び記録並びに報告の要求）

第六条の三 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 警察官は、調査について、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 少年及び保護者は、弁護士の中から調査付添人（調査の手續に関し少年を援助する者をいう。以下同じ。）を選任することができる。

ところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の四第一項の処分を除く。）をさせることができる。

（新設）

（呼出し、質問、報告の要求）

第六条の三 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 警察官は、調査について、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（新設）

（新設）

4

第一項の少年に対する質問に際しては、少年、保護者、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。以下同じ。）又は調査付添人が求めたときは、児童福祉司又は調査付添人の立会いを認めなければならない。

（新設）

5

前項の求めがあつたときは、質問の日時及び場所は、あらかじめ、児童福祉司又は調査付添人にこれを通知しなければならない。

（新設）

6

第一項の少年に対する質問に際しては、警察官は、少年に対し、あらかじめ、答弁を強要されることはないこと及び児童福祉司又は調査付添人を質問に立ち会わせることを求めることができる旨を告げなければならない。

（新設）

7

第一項の少年に対する質問に際しては、少年の答弁及び質問の状況のすべてを記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができる物（少年又は質問に立ち会つ者の申立てがあつた場合には、音声のみを記

（新設）

録することができる物)をいう。以下同じ。)に記録しなければならない。

8 前項の規定により記録をした記録媒体については、質問を終了したときは、速やかに、少年の面前において封印をしなければならない。この場合においては、同項の記録媒体が同項の規定により記録されたことについて、質問に立ち会った者に確認を求めることができる。

9 前項の確認がされたときは、同項の封印に質問に立ち会った者の署名押印を求めることができる。

(押収、搜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の四 警察官は、調査をするに  
必要があるときは、押収、搜索、検証又は  
鑑定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十  
一号)中、司法警察職員が行う押収、搜索、  
検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第

(新設)

(新設)

(押収、搜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の四 警察官は、**第三条第一項第二号**  
に掲げる少年に係る事件の調査をするに  
ついて必要があるときは、押収、搜索、検  
証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十  
一号)中、司法警察職員が行う押収、搜索、  
検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第

(新設)

二百二十四条を除く。( )は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(質問の中止要請等)

第六条の五 児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し、第六条の三第一項の少年に対する質問の中止その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 警察署長は、前項の求めを受けたときは、所属の警察官に対し第六条の三第一項

二百二十四条を除く。( )は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(新設)

の少年に対する質問を中止させる等必要な措置を講じなければならない。

(書類等の送付)

第六条の六 警察署長は、国家公安委員会規則の定めるところにより、調査に係る書類、証拠物その他参考となる資料を児童相談所に送付するものとする。

(削除)

(新設)

(警察官の送致等)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十一条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思量するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号

(新設)

に掲げる少年で十四歳に満たない者に  
係る事件について、家庭裁判所の審判に  
付することが適当であると思料すると  
き。

2 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少  
年に係る事件について、第三条第一項第三  
号に規定する審判に付すべき事由がある  
と思料するときは、これを家庭裁判所に送  
致しなければならない。

3 警察官は、第一項の規定により児童相談  
所長に送致した事件について、児童福祉法  
第二十七条第一項第四号の措置がとられ  
た場合において、証拠物があるときは、こ  
れを家庭裁判所に送付しなければならない  
い。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定によ  
り事件を送致した場合を除き、児童福祉法  
第二十五条の規定により調査に係る少年  
を児童相談所に通告するときは、国家公安  
委員会規則の定めるところにより、児童相  
談所に対し、同法による措置をとるについ

(削除)

(事件の調査)  
第八条 家庭裁判所は、第六条第一項の通告

て参考となる当該調査の概要及び結果を  
通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

第六条の六 都道府県知事又は児童相談所

長は、前条第一項(第一号に係る部分に限  
る。)の規定により送致を受けた事件につ  
いては、児童福祉法第二十七条第一項第四  
号の措置をとらなければならない。ただ  
し、調査の結果、その必要がないと認めら  
れるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童

福祉法の適用がある少年について、たまた  
ま、その行動の自由を制限し、又はその自  
由を奪うような強制的措置を必要とする  
ときは、同法第三十二条及び第四十七条の  
規定により認められる場合を除き、これを  
家庭裁判所に送致しなければならない。

(事件の調査)  
第八条 家庭裁判所は、第六条第一項の通告

(新設)

(事件の調査)  
第八条 家庭裁判所は、前二条の通告又は報

又は前条第一項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

(援助、協力)

第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2 (略)

(児童福祉法の措置)

第十八条 (略)

2 第六条第三項の規定により、都道府県知

又は前条第一項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

(援助、協力)

第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司(児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。)又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2 (略)

(児童福祉法の措置)

第十八条 (略)

2 第六条の六第二項の規定により、都道府

告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

(援助、協力)

第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司(児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。)又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2 (略)

(児童福祉法の措置)

第十八条 (略)

2 第六条第三項の規定により、都道府県知

事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに対してもべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(国選付添人)

第二十二条の三 (略)

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することがで

県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してもべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(国選付添人)

第二十二条の三 (略)

2 | 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することがで

事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに対してもべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(検察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二条の三 (略)

(新設)

きる。

3 前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。

4 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(削る)

きる。

3 前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。

4 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

5

第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六条の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)

第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないことの程度が重く、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定を

2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。

3 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(新設)

(新設)

(削る)

(新設)

もつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

2| 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四条第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定による保護処分に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、第二十四条第一項の規定による保護処分に係る事件の手續の例による。

修正案	修正案	現行
<p>第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならぬ。</p> <p>2 初等少年院における処遇は、児童自立支援施設における処遇と著しく均衡を失うることがないように、留意されなければならない。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6（略）</p>	<p>第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6（略）</p>

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）（第三条関係）

修正案	修正案	現行
<p>（保護観察中の者に対する措置）</p> <p>第四十一条の三 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。</p> <p>（削る）</p>	<p>（保護観察中の者に対する措置）</p> <p>第四十一条の三 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。</p> <p>2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、少年法第二十六条の四第一項の決定の申請をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>

修正案	改正案	現行
<p>第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行つるものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。</p>	<p>第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）<b>第六条の五第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</b></p> <p>一〜五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条の二 都道府県は、少年法<b>第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行つるものを除く。）又は児童養護施設に入所さ</b></p>	<p>第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行つるものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。</p>

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>せる措置を採らなければならぬ。</p>	<p>2 (略)</p>
------------------	---	------------------